基本目標２ 誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ

2−1 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する

1 健康

現状と課題

すべての市民が生涯を通して生き生きと安心して暮らすためには、市民一人ひとりが健康への意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。

平成27年(2015年)時点での市民の平均寿命は、男性が81.7歳、女性が87.3歳で、10年前と比較して男性2.4歳、女性2.0歳長くなっていますが、一人ひとりが健康で日常生活を支障なく送ることのできる期間を長く保つ健康寿命の延伸を図ることがますます重要となっています。

そのため、「自分の健康は自分で守る」を基本に、市民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備する必要があります。また、食生活や飲酒・喫煙習慣の見直し、運動習慣の定着など、生活習慣の改善を促すほか、多様な事業主体と連携して、地域全体で健康づくりに取り組むことが重要です。一方、健康に関心の低い市民も、日常生活の中で自然と健康的な行動がとれるような地域環境の整備を進める必要があります。疾病の予防、早期発見・早期治療には、予防接種や各種健康診査、検診の受診が有効であり、これらを効果的に提供するとともに、周知・啓発を行う必要があります。

特に悪性新生物（がん）については、市では平成30年度（2018年度）に「浦安市がん対策の推進に関する条例」を制定し、これに基づき、検診の充実や正しい知識の啓発に努めるとともに、がんに罹患した方の生活の質の向上や雇用環境を守る取り組みを推進する必要があります。

また、心疾患や脳血管疾患などの生活習慣病に起因する死亡も多いことから、生活習慣改善の重要性を啓発するとともに、特定健康診査※や特定保健指導※などにより、病気の予防、早期発見・早期治療及び重症化予防について、引き続き推進していく必要があります。

さらに、こころの健康づくりのためには本人の問題だけでなく、人と人とのつながりなど本人を取り巻く周辺環境の整備が重要です。

市では「浦安市いのちとこころの支援計画(浦安市自殺対策計画)」に基づき、自殺対策を地域や関係機関の連携のもと、総合的に推進しています。自殺の多くは、過労や育児、介護疲れ、いじめ、孤立など誰もが経験する悩みや不安が複雑化・複合化し、追い込まれた末に起きるものです。そのため、自殺に追い込まれてしまう人の思いに気づき、支援につなげていく必要があります。

◆市民の平均寿命の推移

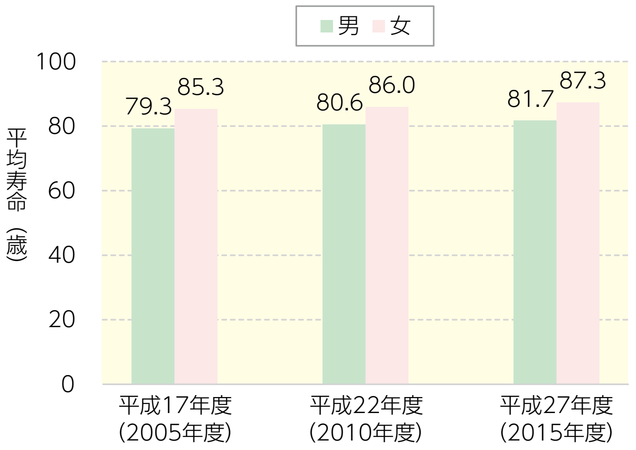

資料：厚生労働省「市区町村別生命表」

◆主要死因別死亡者数

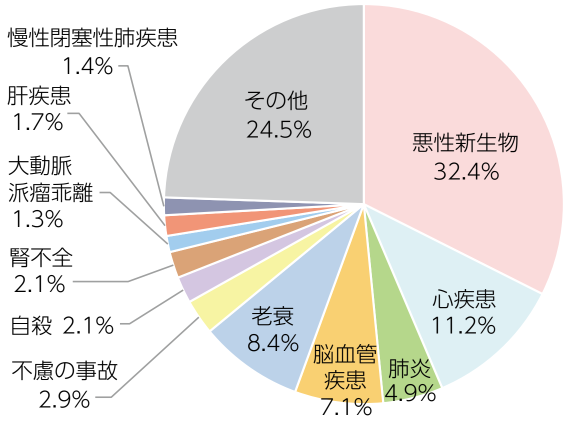

資料：千葉県健康福祉部「平成29年千葉県衛生統計年報」

施策の展開内容

(1) 自主的な健康づくりの促進

より多くの市民の健康寿命の延伸を図るため、自らの健康に対して関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や介護予防などの健康増進に取り組めるよう、ライフステージごとの目標を設定し、栄養・食生活や喫煙、歯・口腔などの健康に関わる情報提供や周知・啓発を図るとともに、健康づくり事業を実施します。

特に、喫煙については自らの健康被害や受動喫煙に関する意識の周知・啓発を図ります。

様々な世代の健康増進を図るため、日常的に体を動かす習慣づくりや身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境を整備します。また、健康につながる日常の生活行動について情報提供や啓発活動に取り組みます。

高洲地区に集積する健康や医療、福祉など様々な機能を有機的に連携し、「市民の健康」「都市の健康」に寄与する地域活動を推進します。

(2) 疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進

疾病の予防、早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実を図り、周知・啓発を図ります。

がん予防の正しい知識を周知・啓発し、がん検診の受診率の向上に向け、検診内容の充実や、受診しやすい環境整備、効果的な受診勧奨に取り組むほか、児童生徒を含めた市民へ、がんに関する理解を深めるための教育を推進します。また、がんに罹患した方の生活の質の向上を図るとともに、事業主に対して就労に関する啓発及び支援に取り組みます。

また、生活習慣病の予防のため、特定健康診査※の受診率及び特定保健指導※の利用率の向上に向け取り組みます。

定期予防接種の啓発を通して、感染症のまん延を防止するための対策を推進します。

(3) こころの健康づくりの推進

地域や関係機関が連携し、悩みや不安を自分一人で抱え込まず、他者に打ち明けることができる「人と人とのつながり」が生まれるネットワークを構築します。

悩みや不安を持つ人に気づき、適切な支援へとつなげるゲートキーパーを養成するなど、相談しやすい環境を整えるとともに、相談することが重要であるということが、地域全体の共通認識となるよう、積極的に周知・啓発を図ります。

2 医療

現状と課題

高齢化の進展などに伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者が増え、医療サービスに対するニーズが多様化・高度化しています。

これまで、市では予防から急性期、回復期、慢性期、終末期の各ステージにおいて適切な医療が受けられるよう、地域医療・救急医療体制を整備してきました。

今後も、市民が疾病の状況に応じ適切な医療が受けられるよう、市内の医療機関との連携のもと安定した地域医療体制の充実を図るとともに、適正な受診を促していくため、かかりつけの医師や歯科医、薬局を持つことの理解を促進していくことが重要です。

また、要介護※と認定される高齢者の増加に伴い、在宅医療※の需要が高くなると予想されることから、これまで以上に市内の医療機関はもとより訪問看護や介護事業所などと連携して、効果的・効率的な在宅医療※の提供体制を整備する必要があります。

さらに、多くの滞在人口が見込まれる本市では、その人口規模を考慮し、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、救急医療体制の充実に取り組む必要があります。

施策の展開内容

(1) 地域医療体制の充実

誰もがいつまでも健康で生き生きとした生活を送るため、予防から急性期、回復期、慢性期、終末期の各ステージにおいて、切れ目なく、幅広い医療が受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会や、診療所、病院と連携した地域医療体制の充実を促進します。

市民一人ひとりが各自の疾病や怪我の状況に応じ、より的確な医療サービスを利用できるよう、情報提供の充実に努めます。

医療機関の適正な受診と日々の健康管理の意識向上のため、かかりつけの医師や歯科医、薬局を持つことを促進します。

安心して在宅療養ができるよう、在宅医療※をはじめ、訪問看護や機能回復の各種サービスの提供を図るとともに、関係機関の連携を促進します。

医師会、歯科医師会、薬剤師会や各病院との連携・協力のもと、必要な医療を迅速に提供するための救急医療体制の充実を図ります。

2−2 いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する

1 高齢者福祉

現状と課題

すべての高齢者が自分らしく、生きがいを持ちいつまでも住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせることが重要です。

本市の5年間（平成26年（2014年）～平成30年（2018年））の高齢者人口増加率は18.6％と、全国・千葉県の増加率（8.9％、11.8％）を大幅に上回り、急速に高齢化が進行し、団塊の世代（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）までの生まれ）の方々が後期高齢者となる時期を迎えようとしています。

また、令和7年（2025年）には高齢者の5人に1人が認知症になるともいわれています。認知症のある方が住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す「共生」と、発症と進行を遅らせる「予防」の実現に向けて、若年性も含め認知症のある方やその家族の視点に立って、意思を尊重しながら、必要な対策を実施していく必要があります。

こうした中、市では住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組みを進めています。

今後も、高齢者の増加に伴い介護サービスや施設需要の増加が見込まれており、これまで以上に、地域社会全体で高齢者を支え合うための環境の整備を進める必要があります。

そのため、要支援※・要介護※状態を防ぐための取り組みや日常生活の支援の充実を図るとともに、介護予防の取り組みが広く実施されるよう、団体や人材の育成・支援に努めます。また、老人クラブ会館など地域の身近な社会資源を活用して、高齢者が気軽に健康づくりや介護予防に取り組める環境の整備を図る必要があります。

さらに、高齢化に伴い誰もが介護する・される時代となり、在宅介護が重視されつつあります。介護者の多様化やケアの複合化・多重化が課題となり介護者の生活と介護が両立できるよう、介護者の地域での孤立防止や介護ストレスの緩和、生活支援など、介護者本人への支援が求められています。

一方、認知症に対する理解やどのような行為が虐待にあたるかなど介護に対する正しい知識の周知・啓発や、権利擁護の取り組みを進める必要があります。

また、社会的に孤立した高齢者が適切な医療や介護サービスにつながらず、その結果、孤立死に至ることが見られます。高齢者が社会的に孤立しないよう、セルフ・ネグレクト※対策に取り組む必要があります。

さらに、高齢者が生きがいを感じながら積極的に社会参加できるよう、その人に合った活動や学び、就労などが行える居場所を整備するとともに、そうした活動を支援する必要があります。人と人とのつながりを通して、さらに参加者や参加の機会・居場所が拡大することが期待されます。

◆高齢者人口及び高齢化率の推移

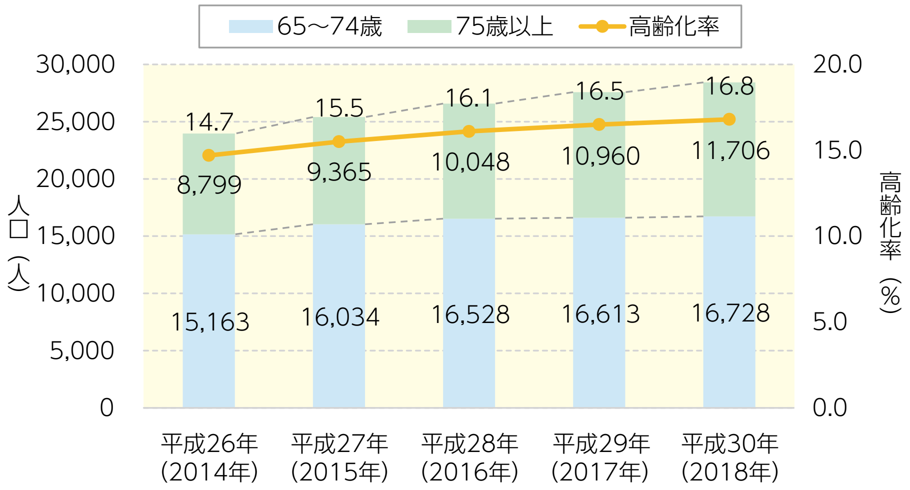

資料：住民基本台帳

世代間交流活動

文化活動

施策の展開内容

(1) 地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。

高齢者やその家族などが、地域の中で気軽に相談できるよう、地域包括支援センター※を計画的に設置し、きめ細やかな相談支援体制の整備を図るとともに、地域包括支援センター※が中心となり、住民や関係者を交えた地域ケア会議を行うなど、関係機関との連携を強化します。

また、自治会レベルで地域包括支援センター※のサテライトを設置し、高齢者やその家族などが地域の中で気軽に相談できる支援体制の充実を図るとともに、高齢者の健康づくりや介護予防の取り組みなどを促進します。

高齢者の生命・身体の安全及び自分らしく生活する権利が侵害されないよう、虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、差別や虐待を受けている高齢者の早期発見と迅速な対応に努め、高齢者の権利擁護を推進します。

適切な医療や介護サービスに自らつながろうとしないセルフ・ネグレクト※については、関係機関との連携のもと、適切な支援体制を構築します。

(2) 介護予防や日常生活支援の充実

地域の中で介護予防に関する活動が広く実施されるよう、団体や人材の育成・支援に取り組むとともに、介護予防の重要性に対する情報提供や啓発に取り組みます。

自治会・老人クラブ・NPO・ボランティア・地域住民などの多様な主体による地域の実情に応じて、集いの場、家事援助や配食などの見守りサービスなどの日常生活支援や介護予防サービスの提供に向けて、仕組みやネットワークづくりに取り組みます。

(3) 要介護者・介護者支援の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、介護サービスの充実に努めるとともに、特別養護老人ホームやグループホームなど多様な住まいの場の確保に努めます。

介護者の多様化やケアの複合化・多重化する中で、無理なく介護が続けられることができる環境づくりや介護者の学業や就業、地域での活動などが続けられる支援を進めていきます。介護保険サービス利用者の利便性の向上や介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスとあわせて保険外のサービスを提供する仕組みを整備します。

良質な介護サービスを提供できるよう、従事者が働きやすい環境を整備するなど、介護を支える人材の確保を図るとともに、従事者の研修費用を助成するなど、人材育成を図ります。

(4) 生きがいづくりや社会参加の促進

高齢者が生涯にわたって心身の健康を維持しながら、地域社会の一員として生き生きと活躍できるよう、世代間交流活動の促進や老人クラブの自主的な活動の支援、就労やボランティア活動の機会の充実を図ります。また、高齢者がそれぞれのライフスタイルに合った生きがいを持ち、意欲的な生活が送れるよう、文化芸術やスポーツ活動、学びなどの機会の充実を図ります。

2 障がい者福祉

現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域の中でいつまでも自分らしく自立した生活を送るためには、日常生活や社会生活を総合的に支援する必要があります。

本市の障がいのある方の人数は、平成22年（2010年）と平成31年（2019年）を比べると身体・知的・精神に障がいのある方のいずれも増加傾向にあります。また、加齢に伴う身体機能の低下や疾病などが原因で、身体に障がいのある方が増加することが見込まれます。

市では、これまでグループホームなどの住まいの場を確保するとともに、障がいのある方の就労支援の場である、ワークステーションを整備するなど、生活と就労の場の充実を図ってきました。

また、平成28年（2016年）4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。平成30年（2018年）10月には、手話が言語という認識のもと、手話などの理解と普及を図るため、「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例」を制定しました。

このような中、国では、精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、市でも地域全体で障がいのある方を支える体制づくりに取り組む必要があります。

そのため、障がいのある方やその家族に対する相談支援体制、居宅介護をはじめとする在宅福祉サービスや生活介護などの日中活動の場の充実に努めるとともに、緊急時の受け入れや多様な住まいの場の確保、障がいのある方の歯科診療の充実など、多様なニーズを踏まえた環境を整備する必要があります。

また、良質な福祉サービスが継続的に提供されるよう、福祉人材の確保や従事者の働きやすい環境の整備などに引き続き取り組む必要があります。

さらには、障がいのある方の自立と社会参加が図られるよう、雇用の促進や就労支援体制の充実、身近な地域での行事や活動などの余暇活動の推進、さらには公共施設のバリアフリー対策などに取り組むとともに、障がいや障がいのある方への理解と関心を高めるため、その周知・啓発や障がいのある方の権利擁護を促進する必要があります。

◆障がいのある方の人数の推移

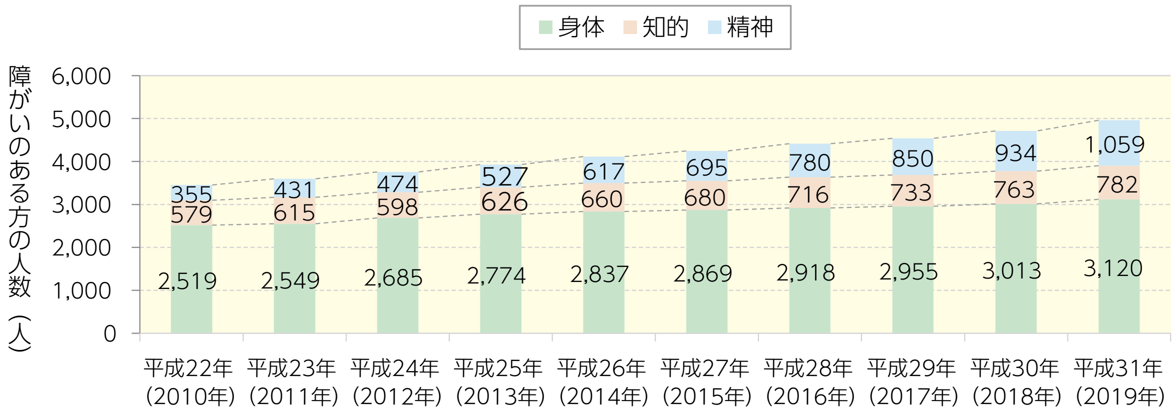

資料：障がい福祉課

施策の展開内容

(1) 障がいのある方を支える環境づくり

障がいのある方が住み慣れた地域の中で、自ら望む自立した生活を営めるよう、障がいのある方の抱える問題や福祉サービスの利用に関する相談支援を行うとともに、居宅介護をはじめとする在宅福祉サービスと生活介護や就労継続支援などの日中活動の場の充実を図ります。

東野地区の複合福祉施設と基幹相談支援センターを中心に、相談や緊急時の受け入れなどの必要な機能を備えた地域生活支援拠点を整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を整備します。

精神に障がいのある方が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

障がいのある方の高齢化や疾病などによる重度化・親亡き後を見据え、自らが望む生活を送ることができるよう、グループホームをはじめとする多様な住まい方が選択できるような環境づくりに取り組みます。

一般歯科診療所では治療が困難な方が安心して治療を受けることができるよう、歯科診療体制の充実を図ります。

障がいのある方の状況に応じた支援が継続的に行われるよう、事業者の福祉人材の確保を支援するとともに、各種制度の理解を促進します。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある方が自分らしく生き生きと働き、社会的・経済的自立が図られるよう、雇用の促進や就労支援体制の充実に努めます。

障がいのある方が、社会の一員として、生きがいをもちながら地域とともに豊かに暮らすことができるよう、身近な地域での行事や活動などの余暇活動を含め、社会参加を促進します。

障がいのある方が安全かつ快適に生活できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進します。

(3) 権利擁護の促進

「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき策定する「浦安市障がい者差別解消推進計画」により、障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進します。

障がい者権利擁護センターにおいて、障がい者差別と虐待の一体的な対応を図るとともに、高齢者などに対する虐待を防止する取り組みと連携を図り、効果的な解決が図られるよう、横断的なネットワークを構築します。

障がいや障がいのある方への理解と関心を高めるための周知・啓発を推進します。

3 地域福祉

現状と課題

少子高齢化の進展や人口減少、地域社会における人と人とのつながりが弱まる中で、人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、様々な取り組みが進められています。

本市では、人口構造の変化に伴い、高齢化率が40%を超える地域があり、今後も急速な高齢化が見込まれており、「老々介護」や「老障介護※」など福祉のニーズが増加し、多様化・複雑化していくことが予想されています。また、ひきこもり※の高年齢化や孤立している人の増加など、地域における課題も多様化しています。

このような中、市では市内11地区で活動する社会福祉協議会に加え、民生委員・児童委員、自治会や老人クラブ、市民活動団体、市民後見人などの多様な支え手が、地域の福祉活動に取り組んでいますが、これまで以上に、福祉活動の支え手の充実を図るとともに、地域の実情を把握している各主体が連携しながら、地域の課題を発見し解決していくよう、支え手と受け手という関係を超えて、地域全体で支え合う活動を推進する必要があります。

さらに、障がいのある方や認知症のある方だけでなく、妊婦や子育て世帯など、誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう、市民一人ひとりがお互いを尊重し大切にする機運を醸成するとともに、道路や公共施設などを使いやすく整備する必要があります。

施策の展開内容

(1) 地域全体で支え合う活動の推進

子どもから高齢者まで、市民が自分に合った地域の福祉活動を選択し、気軽に参加できるよう、情報提供や機会の充実を図ります。

社会福祉協議会やボランティア活動団体など、地域の福祉活動に取り組んでいる関係機関と連携しながら、活動の核となるリーダーの育成に努めます。

高齢化の進展による認知症のある方の増加に伴う成年後見制度へのニーズの高まりに対し、市民後見人の養成や後見受任を促進するなど、地域における支援体制の充実を図ります。

市民一人ひとりがお互いに理解と関心を深めるため、周知・啓発に取り組むとともに、道路や公共施設などのバリアフリー化に取り組みます。誰もが地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支え手と受け手という関係を超えて、福祉の領域に留まらない包括的な支援体制の整備に向けて取り組みます。

4 社会保障・生活支援

現状と課題

社会保障制度は、私たちの生活を守るセーフティネットの機能を有しており、私たちの生活を生涯にわたって支え、基本的な安心を与えるものです。

国民健康保険制度については、加入者の年齢層が高いため医療費の高額化が進み、更なる高齢化の進展に伴い医療費の増加が見込まれることから、今後も安定的な運営が求められています。

また、後期高齢者医療制度については、被保険者の増加に伴い医療給付費も増加すると見込まれます。そのため、世代間・世代内負担の公平化を図るとともに、引き続き運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と役割分担のうえ、適正な制度運営が求められています。

介護保険制度については、高齢化の進展などに伴い、要支援※・要介護※認定者が増え、介護サービス利用者の更なる増加が見込まれ、今後においても適正かつ効果的な制度運営が求められています。

国民年金制度については、老後の安定した生活を支える柱として重要な役割を果たしており、市民一人ひとりの年金受給権を確保するため、制度を周知・啓発する必要があります。

一方、近年、本市の生活保護の受給者数は増加傾向にあり、平成28年度（2016年度）の保護率（人口1,000対被保護人員）は、平成23年度（2011年度）以降で最多の水準になっています。保護の種類別では、医療扶助が最も多く、次いで生活扶助、住宅扶助の順となっています。

市では、生活困窮者自立支援法※（平成27年（2015年）4月）の施行に先駆けて、平成26年度（2014年度）から生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談支援を行う自立相談支援事業を実施しており、今後も、生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進する取り組みが求められています。

◆被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移

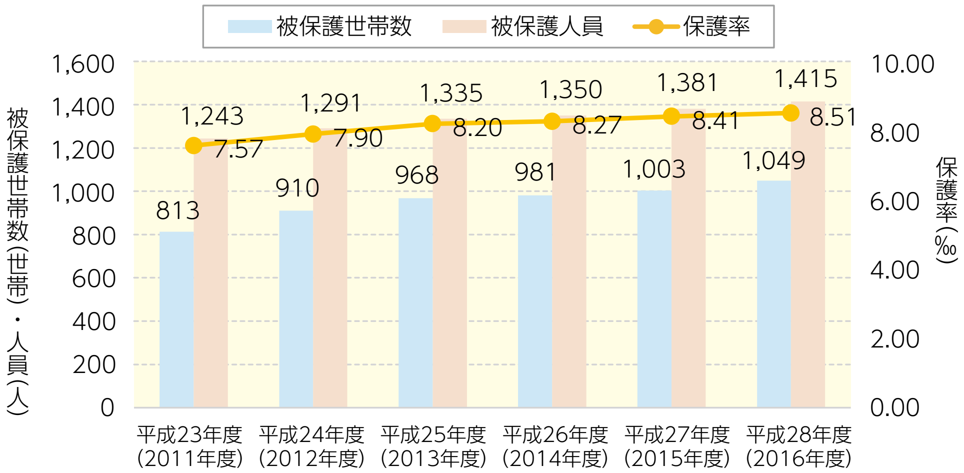

資料：千葉県健康福祉部

施策の展開内容

(1) 社会保障制度の適正な運用、国民年金制度の啓発

将来にわたる国民健康保険制度の持続可能で安定的な運営を図るため、医療費適正化に取り組むとともに、適正な保険税の設定、収納体制の整備などにより、千葉県とともに財政の健全化に努めます。

千葉県後期高齢者医療広域連合との役割分担のうえ、後期高齢者医療制度の適正な事業運営に努めます。

介護保険制度については、介護サービスを必要とされる方が、必要な介護サービスを利用できるよう、適正な運営を図ります。

国民年金制度については、市ホームページや広報紙などで情報提供を行い、国民年金制度に対する理解と協力の促進に努めるとともに、相談業務の充実に努めます。

(2) 生活・自立支援の充実

生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プランをはじめとする支援の実施により、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。

生活保護の受給には至らないものの、様々な要因から生活に困窮している方の社会的・経済的自立を支援するため、関係機関と連携を図りながら、相談から自立まで継続的な支援を実施するとともに、包括的支援体制の構築に取り組みます。

また、子どもが将来、自ら望む豊かな生活を実現できるよう、学習支援などを推進します。

自立支援相談

2–3 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する

1 平和・人権・男女共同参画

現状と課題

世界の恒久平和は人類共通の願いです。しかし、国際社会においては民族や宗教に起因した地域紛争・国際テロなどが絶えず、依然として核兵器が存在するなど、未だ恒久平和の実現には至っていません。また、恒久平和の基礎は人権の保障であり、平和の実現には一人ひとりが人権意識を高めることも重要です。

市では、すべての核兵器保有国及び将来核兵器を所有しようとする国に対し核兵器の完全禁止と廃絶を希求し、世界の恒久平和確立のため、昭和60年（1985年）3月に「非核平和都市」を宣言し、市民に対して核兵器の恐ろしさや平和の尊さの啓発活動に取り組んでいます。戦後70数年が経過し、戦争体験者の減少が進んでいる中、戦争の悲惨さや平和の尊さを風化させず、若い世代に着実に継承していくための活動を継続的に推進する必要があります。

また、令和2年（2020年）3月に「浦安市人権施策指針（改訂）」を策定し、児童生徒などを対象とした人権教育をはじめ、様々な人権施策を推進しています。近年では、DV※や各種ハラスメント、インターネットによるいじめや児童虐待、高齢者虐待、障がいのある方や性的少数者※への偏見・差別などが顕在化・深刻化しており、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、今後も取り組む必要があります。

市では、男女が性別に関わりなく、ひとりの人間として能力を発揮するために、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野における性別による差別を解消することを推進してきました。しかしながら、市民意識調査からは、女性が働くことに一定の理解を示しながらも、家事・育児・介護は女性主体という従来の価値観が、特に男性に根強く残っていることが伺えます。固定的な性別役割分担の意識や行動を変えていくための情報発信と周知・啓発、次世代へ向けた教育の推進に引き続き取り組み、男女共同参画社会への理解をさらに深めていくことが求められています。

また、性的少数者※に対する社会的な偏見および差別をなくし、性的少数者※が個人として尊重される社会を実現することが望まれます。そのためには、性の多様性への理解促進に向けて市民、事業者などに対する周知・啓発に取り組む必要があります。

◆「女性が仕事を持つのはよいが、家事・育児・介護はきちんとしたほうがよい」についての考え方

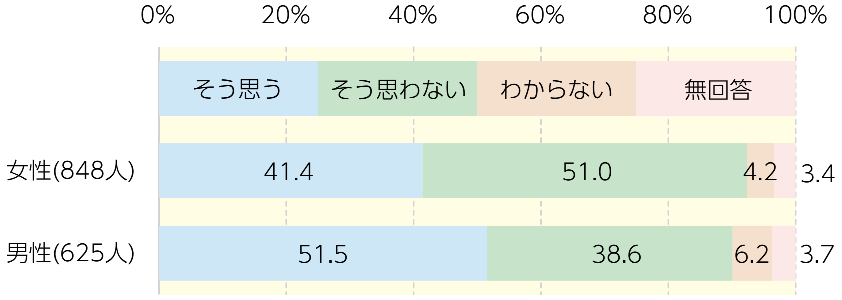

資料：男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

施策の展開内容

(1) 平和事業の推進

戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを若い世代に着実に引き継いでいくため、被爆地への平和使節団の派遣や被爆体験講話などを通して、児童生徒が学ぶことができる機会を提供します。

幅広い世代の市民が平和の尊さを理解し、非核平和への関心を高められるよう、様々な機会を捉えた啓発活動を推進します。

(2) 人権尊重の推進

すべての市民がお互いの生き方を尊重し、誰もが誇りと安らかな心をもって暮らすことができるよう、学校、家庭、地域など、あらゆる場と機会を捉え、人権問題への関心を高め、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・救済に取り組みます。

性的指向※・性自認※を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を推進します。

(3) 男女共同参画・多様性社会の推進

男女共同参画はもとより、すべての人が男女の枠組みにとらわれない人権を尊重する意識の醸成を図り、男女共同参画・多様性社会の実現に向け市民、事業者、職員に対する啓発活動を推進するとともに、情報提供や相談支援の充実を図ります。

一人ひとりの生き方や働き方を尊重し、仕事と家庭と地域生活との調和を目指すワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業者などへの啓発に取り組みます。

関係機関や民間団体などとの連携・協力により、DV※被害者の早期発見・通報体制の充実を図り、一時保護を実施します。

平和の像

非核平和宣言都市

2 コミュニティ

現状と課題

住民自らが地域の課題解決に取り組むことのできる地域コミュニティづくりは、自立した自治体経営を進めるための基盤です。今後、少子高齢化が進展し人口構造が変化していく中で、地域が抱える課題が多様化・複雑化し、行政のみの力で解決することは、これまで以上に困難になります。

地域コミュニティの中核をなす自治会は、一定の区域内に住んでいることが縁で形成される団体であり、様々な地域活動を通して、住民相互の親睦を深め、防災・防犯など地域の課題解決、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与しており、地域住民と市とを結ぶ基礎的な組織として必要不可欠な存在となっています。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化など、様々な要因により本市の自治会への加入世帯数及び加入率は、減少傾向で推移しています。また、加入者の高齢化も進んでおり、今後、ますます地域活動の担い手が不足していきます。そのため、高齢者の見守りや災害時の支援、地域での子育て、市との連絡調整など地域コミュニティの機能が弱まることが懸念されます。

そのため、自治会が引き続き地域課題の解決に向けた取り組みを行い、自立した組織となるよう支援していくとともに、時代に合った組織のあり方について検討していく必要があります。

加えて、自治会集会所がより一層、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化の拠点となるよう、老人クラブ会館など既存の施設との連携を図るなど、有効活用を促進していくことが求められています。

また、市ではこれまで市民参加を推進するための条例の制定や市民活動の支援制度の創設、市民大学校の開校などにより、市民が主体的に活動に取り組める環境の整備に努め、防災、防犯、環境、介護予防など、様々な分野で活動する団体、市民が増えてきています。

今後も、市民の主体的な活動を一層促進するとともに、自治会や老人クラブ、市民活動団体などの多様な主体が連携・協力し、それらの団体と市が両輪で地域づくりを推進していく必要があります。

一方、グローバル化の急速な進展や、国の外国人材の受け入れに係る制度の改正を背景として、今後も在住外国人の増加が見込まれます。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、地域コミュニティの中で共に生きていく、多文化共生※社会の実現に向けた環境整備を推進していく必要があります。

市では、平成元年（1989年）に米国フロリダ州のオーランド市と姉妹都市の協定を締結し、これまで青少年・スポーツの分野での交流などを行い、多くの市民が異なる文化や習慣に対する理解を深めてきました。平成18年（2006年）には、市の国際理解・交流活動の拠点として国際センターを設置し、在住外国人への国際理解・交流に関する情報提供並びに市民の相互交流を図っています。

今後も、姉妹都市との交流を継続するとともに、国際センターについては、ニーズに沿った有効活用をしていく必要があります。

◆自治会加入世帯数・加入率の推移

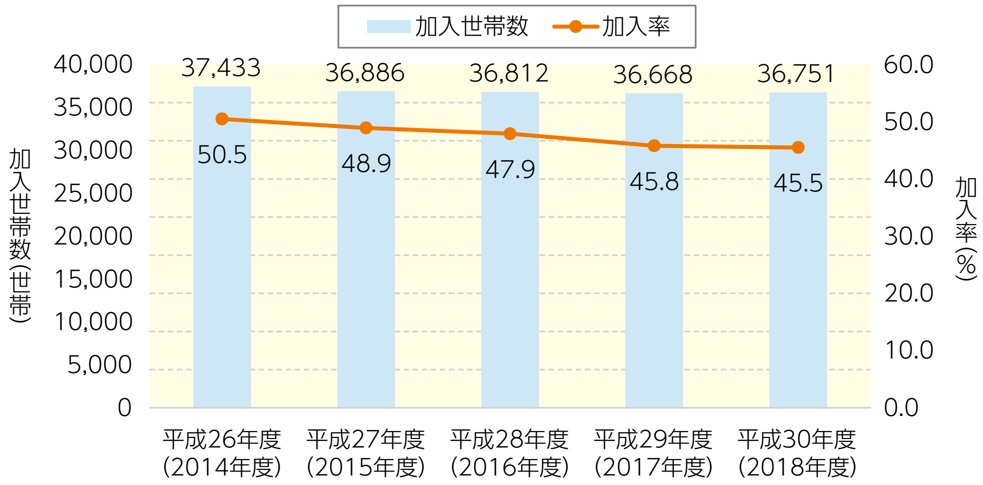

資料：地域振興課

◆市民活動団体数の推移

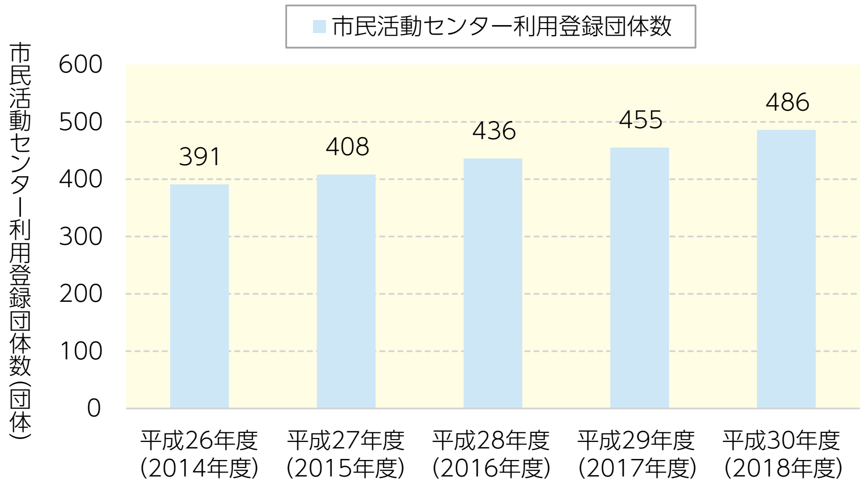

資料：協働推進課

◆外国人人口の推移

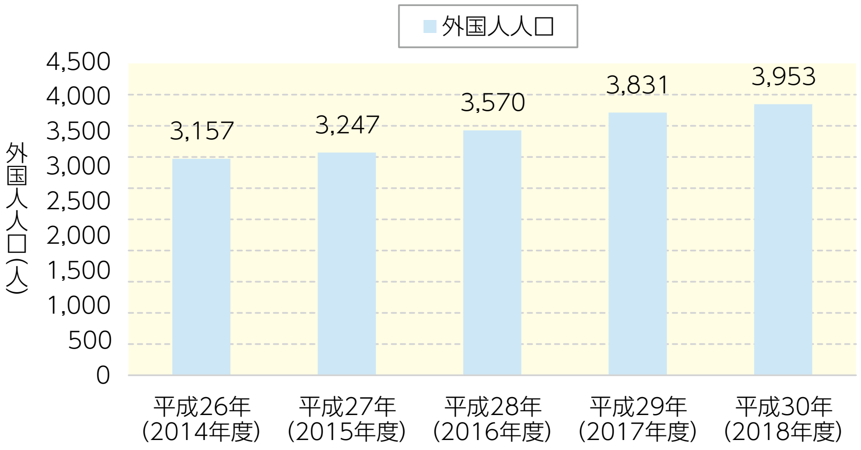

資料：市民課

施策の展開内容

(1) 自治会活動の活性化に向けた支援の充実

若い世代をはじめ、より多くの市民が自主的・自発的に地域活動に参加するよう、自治会や老人クラブ、市民活動団体などが取り組んでいる様々な地域活動に関する情報提供を充実するなど、地域コミュニティへの理解と関心を高める周知・啓発に取り組みます。

自治会集会所が、地域課題の解決や、地域コミュニティを活性化する活動を行うための拠点となるよう、老人クラブ会館などの既存の施設との連携を図りながら有効活用を促進します。

人口動向や地域ごとの特性などを踏まえ、自治会集会所の適切な配置や運用について計画的に検討を進めます。

持続可能な地域コミュニティを構築するため、自治会の法人格の取得など、自主的・自立的な地域コミュニティづくりへの取り組みを支援するとともに、今後の自治会をはじめ地縁団体※のあり方について検討を進めます。

(2) 多様な主体による地域づくりの推進

自治会や老人クラブ、市民活動団体などが連携・協力して事業や活動を行える環境づくりに取り組みます。

大学などと連携し、地域課題の解決につながる事業の実施を検討するとともに、既存の支援制度の実効性の向上を図ります。

様々な地域活動に取り組む団体が継続的に活動できるよう、地域で活躍する人材の発掘と育成に努めます。また、自治会や老人クラブ、市民活動団体などとの連携・協力によるまちづくりを積極的に推進します。

市民活動・ボランティア活動を行っている、あるいは行おうと考えている団体や市民への情報提供や活動・交流の拠点として、市民活動センターの効果的・効率的な運用を図ります。

コミュニティ意識の醸成を図るため、市民相互の交流事業などを支援します。

(3) 多文化共生社会の推進

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築きながら、共に生きていく多文化共生※社会を推進するため、交流機会の創出や周知・啓発を行い、地域に根ざした市民主体の国際理解・交流を促進します。

在住外国人が暮らしやすいよう、多言語による行政情報や生活情報の提供、外国人相談アドバイザーによる生活上の問題などへの相談支援体制の充実など、環境整備に取り組みます。

海外の姉妹都市と青少年・スポーツの分野での交流などを通して、市民の国際的な視野を広める取り組みを推進します。

国際センターを拠点とし、在住外国人を含む市民への国際理解・交流に関する情報提供並びに市民の相互交流を図ります。